

競技会における広告および展示物に関する規程

(2024年4月修改正)

2019年11月23日にWA広告規程として以下のC7.1~5が公開された。

C7.1 - Marketing and Advertising Rules

C7.2 - Marketing and Advertising Regulations Clothing & Accessories (International Competitions 1.1(a), 1.3 & 1.4)

C7.3 - Marketing and Advertising Regulations Events (International Competitions 1.1(a), 1.3 & 1.4)

C7.4 - Marketing and Advertising Regulations Clothing & Accessories (International Competitions 1.5 & 1.9)

C7.5 - Marketing and Advertising Regulations Events (International Competitions 1.5 & 1.9)

2023年3月31日にC7.1が、また2023年12月1日にC7.2~7.5が改編され、

以下の通りとなった。

C7.1 - Marketing and Advertising Rules

C7.2 - Marketing and Advertising Regulations Clothing & Accessories

(World Athletics Series = WAシリーズ)

C7.3 - Marketing and Advertising Regulations Events (International Competitions 1.1(a), 1.3 & 1.4) → (下記に移行：2023.3.31)

C1.2 WAS Regulations C1.2 Appendix7 Marketing and Advertising : Event Branding (C1.2 WAシリーズ規則 C1.2付録7 マーケティングや広告：イベントのブランディング) 及び C7.2 ※追修正 2023.10.8、

C7.4 - Marketing and Advertising Regulations Clothing & Accessories

(World Rankings Competitions : Invitation Meetings / Circuits and Label Road Races)

C7.5 - Marketing and Advertising Regulations Events (International Competitions 1.5 & 1.9) → (下記に移行：2023.3.31)

C1.2 WAS Regulations C1.2 Appendix7 Marketing and Advertising : Event Branding (C1.2 WAシリーズ規則 C1.2付録7 マーケティングや広告：イベントのブランディング) 及び C7.4 ※追修正 2023.10.8、

C1.4 Continental Tour Regulations C1.4 Appendix2 Marketing and Advertising : Event Branding Continental Tour Gold only

(C1.4 コンチネンタルツアー規則 C1.4付録2 マーケティングや広告：コンチネンタルゴールド競技会のブランディング) 及び C7.1の1.6及び、C7.4 ※追修正 2023.10.8、このうちC7.2はWA主催競技会の規程であるため割愛し、本規程はWA広告規程C7.1お

よび C7.4 と、C1.4 付録に記載されているものを日本語訳したもので、国際大会での使用を基本とする。本規程を国内大会で使用する場合、〔国内〕-本連盟独自に追加したもの-を適用し、さらに WA を JAAF あるいは大会主催者に読み替えて使用する必要がある。

WA 広告規程 (2023 年 12 月 1 日)

Book C – C7.1

特定の定義

本規程で使用される語句のうち、定義された用語（頭文字を大文字で示す）は、憲章および／または一般的定義に明記された意味、あるいは（以下の語句に関しては）以下の意味を持つものとする：

賭博/Bet

スポーツ競技規則の操作に係る規則で定義されている通り。

賭博行為/Betting

賭けをする、受け入れる、または賭けることであり、固定オッズおよびランニングオッズ、トータリゼーター/トートゲーム、ライブベッティング、ベッティングエクスチェンジ、スプレッドベッティング、ピアツーピアベッティング、および合法的なベッティングオペレーターまたは違法なベッティングオペレーターによって提供されるその他のゲームなど、一般的にスポーツベッティングと呼ばれる活動を含むものとする。

賭け事/Gambling

カジノ、オンラインおよび/または賭博行為でプレイされるタイプのゲーム（ポーカー、ビンゴ、バックギャモン、ルーレット、バカラ、ブラックジャック、ケノ、スロットマシン、サイコロを含むが、これらに限定されない）。

1. マーケティングおよび広告規程

1.1 本規則は、以下のワールドランキング対象競技会に適用される：

ワールドランキング競技定義パラグラフ番号	定義-WA が開催または、認可する競技会
1.a	ワールド・アスレティックス・シリーズ (WAS)
1.c	複数エリア (地域) からの参加者による総合競技大会の陸上競技プログラム、およびその他の陸上競技大会の陸上競技プログラム
1.d	国際招待大会、サーキットとラベルロードレース
1.e	複数エリア (地域) からの参加者による国際競技会

1.1.1 〔国内〕 WA が指定する競技会の他、以下の (i) から (v) の国内競技会に、本

連盟が定めるマーケティングおよび広告に関する規程が適用される。

- (i) 本連盟主催・共催競技会
- (ii) 本連盟後援競技会
- (iii) テレビ放映またはインターネット等によって不特定多数に送信される競技会
- (iv) アスリートビブス広告協賛を付した競技会
- (v) その他大会要項において本規程の適用を定めている競技会

1.2 エリア（地域）陸連は、独自のマーケティングおよび広告の規程と規則を作成し、適用することができる：

ワールドランキング競技定義パラグラフ番号	定義—エリア（地域）陸連が開催または、認可する競技会
2.a	エリア選手権（すべての種別や種目）
2.b	エリア内選手権
2.c	参加者が単一（地域）のエリアに限定された総合競技大会の陸上競技プログラム、およびその他の陸上競技大会の陸上競技プログラム
2.d	国際招待大会、サーキットとラベルロードレース
2.e	単一エリア（地域）からの参加者による国際競技会

競技規則に基づき WA に認められた適用可能な規程を適用する。

1.3 このワールドランキング対象競技会の定義で第 1 項および第 2 項に規定されている競技会では、本規程および規則に基づき制定される規則を遵守することを条件に、独自に作成のマーケティングおよび広告の展示が許可される。

1.3.1 〔国内〕(ii) から (v) の競技会では、大会主催者が独自にマーケティングおよび広告の規則を作成し適用することができる。施行する規則は事前に告知するものとする。

〈注意〉誤解を避けるために記すが、大会主催者独自の作成規則とは、当該競技会のスポンサーやサプライヤーを守るために、大会主催者の責任において WA 広告規程および国内規程では許される表示の一部を変更する規則をさす。

1.4 カウンシルは、ワールドランキング対象競技会の定義で第 1 項および第 2 項に規定されている競技会における広告の形式、および宣伝物その他の掲示方法に関する詳細なガイダンスを提供する規則を随時承認する。

1.5 マーケティングおよび広告に関する規程の適用範囲 「衣類およびアクセサリ」：
ワールド・アスレティックス・シリーズ競技会 (Book C、C7.2 参照)、およびマーケティングおよび広告に関する規程 (Marketing and Advertising Regulations Event

Branding)：以下のワールドランキング対象競技会「ワールドアスレティックスシリーズ競技会」(Book C, C1.2 Appendix 4 参照) への適用範囲は以下の通りである：

適用	ワールドランキング競技定義パラグラフ番号	定義
必須	1.a	ワールド・アスレティックス・シリーズ (WAS)
任意選択	1.c	複数エリア (地域) からの参加者による総合競技大会の陸上競技プログラム、およびその他の陸上競技大会の陸上競技プログラム
	1.e	複数エリア (地域) からの参加者による国際競技会
規則 1 および 2 に従い、上記エリア (地域) 連盟が独自の規則を持たない場合、通常 (C7.2) が適用される	2.a	エリア選手権 (すべての種別や種目)
	2.b	エリア内選手権
	2.c	参加者が単一 (地域) のエリアに限定された総合競技大会の陸上競技プログラム、およびその他の陸上競技大会の陸上競技プログラム
	2.e	単一エリア (地域) からの参加者による国際競技会

1.6 マーケティングおよび広告に関する規程の適用範囲「イベント・ブランディング」：以下のワールドランキング対象競技会「ダイヤモンドリーグ&コンチネンタルツアー・ゴールド競技会」(Book C、C1.3 Appendix 1 および C1.4 Appendix 1 参照) への適用範囲は以下の通りである：

適用	ワールドランキング競技定義パラグラフ番号	定義-WA が開催または、認可する競技会または、エリア (地域) 陸連が開催または、認可する競技会
必須	1.d & 2.d	ダイヤモンドリーグ、コンチネンタルツアー・ゴールドのみ
任意選択	1.d & 2.d	特に指定のない、上記以外の国際招待大会、サーキット

		トとラベルロードレース ※但し、誤解を避けるために記すが、マーケティングおよび広告規程 1.7 は、すべての国際招待大会、サーキットおよびラベルロードレースに適用される。
--	--	--

1.7 ワールドランキング対象競技会の定義で第1項および第2項に規定されている競技会には、以下の、許可および禁止事項が適用される：

- 1.7.1 総則：WAの見解において、品格に欠ける、目障りとなる、侮辱的、中傷的、その他公序良俗に反するマーケティングは、ワールドランキング対象競技会の趣旨を考慮して、禁止されている。
- 1.7.2 アルコール製品：アルコール製品のマーケティングは次のものが許可される：
 - a. 関連するすべての法律に準拠しているもの。
 - b. アルコール含有量が20%未満のアルコール製品。
- 1.7.3 たばこおよび関連製品：たばこまたはたばこ関連製品および電子たばこ（e-shishaまたはe-hookah）または電子たばこ関連製品（詰め替え用など）のマーケティングは禁止されている。
- 1.7.4 武器および兵器：武器および兵器（それらの製造業者を含む）のマーケティングは禁止されている。
- 1.7.5 食品サプリメント/栄養補助食品：食品サプリメント/栄養補助食品/製品のマーケティングは、WA健康科学部との協議の後、書面で特別に承認されていない限り禁止されている。
- 1.7.6 エナジードリンク：エナジードリンク（刺激物を含む）のマーケティングは、WA健康科学部との協議の後、書面で特別に承認されていない限り禁止されている。
- 1.7.7 スポーツドリンク/水分補給タブレット：スポーツドリンク/水分補給タブレットのマーケティングは、許可されている。
- 1.7.8 製薬会社および（または）製薬製品：製薬会社および（または）製薬製品のマーケティングは、WA健康科学部との協議の後、書面で特別に承認されていない限り禁止されている。誤解を避けるために記すが、カンナビジオール(CBD/大麻草の茎や種子から抽出・製造)を含む製品のマーケティングは禁止されている。
- 1.7.9 賭博行為：書面による特別な承認がない限り、賭博行為と関連するギャンブルの商品およびサービスのマーケティングはアスレティックス・インテグリティ・ユニットとの協議の後、書面で特別に承認されていない限り禁止されている。
- 1.7.10 宝くじ：国や地方自治体の宝くじのマーケティングは許可される。

1.7.11 政治的／宗教的マーケティング：政治的（例：政党、政治団体、政治運動、政治的概念・主義主張あるいはその他政治目的を推進する宣伝）および宗教的（例：宗教、宗教活動、宗教的概念・主義主張あるいはその他宗教大義を推進する宣伝）なマーケティングは、いずれも禁止されている。

1.7.12 すべてのマーケティングおよび広告は、適用されるすべての法令と安全上の規則を遵守しなければならない。

規則 1.1 および 1.2 に関する注意事項

エリア（地域）陸連が、本規程に基づき、評議会（カウンスル）によって認められた規程を適用することを選択する場合、エリア（地域）連盟は、内部承認の過程に従って、当該規則の採用の承認を求めなければならない。エリア（地域）連盟が独自のマーケティングおよび広告の規則を作成する場合であっても、本規程および本規程に基づき施行された規則が適用される場合であっても、その規則の適用および施行に責任を負うのはエリア（地域）連盟であり、WAではない。ワールドランキング競技会（国際競技会）の定義 1.c.、1.d.、1.e.および 2.d.の競技会の場合、WAではなく大会主催者が、規程の適用と施行に責任を負う。

〔国内〕 1.1.1 の競技会では、(i) は本連盟、(ii) から (v) については、大会主催者が、規程の適用と施行に責任を負う。

〔国内〕 1.1.1 の競技会では、WA 競技規則 CR 30.に定めのある、広告コミッショナーに準じた任務、広告規程の管理担当者の任命を推奨する。

Book C – C7.4 マーケティングおよび広告規程

衣類とアクセサリ

ワールドランキング競技会

（国際招待大会、サーキットとラベルロードレース）

1. 定義

つぎにあげる用語は、本規程の目的のために以下の特定の意味をもつ。

広告

販売促進の性質をもつあらゆる広告および展示物。

適用法

すべての法律および法的規制（競技が開催される国の法律および競技者の母国の法律を含む）、ならびに安全や衛生に関する法律および放送局によって制定された、または放送局に適用されるあらゆる法的規制。

アスリートキット

競技用の衣類（トップス、ベスト、ショーツ・パンツ、レギンスなど）、ウォームアップ用の衣類、セレモニーキット（トラックスーツ、Tシャツ、スウェットシャツ、スウェットパンツ、レインジャケット）、および競技会参加時に競技者が着用するあらゆるその他のキット

トやアパレルなど。

アスリートスポンサー

競技者に関して商業的権利（マーケティング権）を許諾された、あるいは取得した会社（スポンサー）。

ビブス

競技会中に競技者が身に着ける識別（ID）カード（国名、名前や番号で識別）。

招集所

競技前、競技エリア（FOP）に入る直前に競技者が集合する競技会会場にある部屋。

競技者係

競技前に招集所ですべての競技者の衣類や携行品を競技規則に基づいて確認する 1 名以上の競技役員。

招集所審判長

招集所に関して競技規則に従って任命された 1 名以上の審判長。

競技会

競技者が参加し、競技する陸上競技会（いろいろな形式・種目で）。

競技会役員

競技規則に従って大会主催者により任命された役員およびその代表。

複合ロゴ

別のロゴやクラブ名と組み合わせたロゴを意味する。

クラブ

競技者が現在所属するクラブを意味する。加盟会員であり、国内会員連盟が開催または認可した大会に参加し、代表することを目的とする（ワールドランキング競技会の定義 1.3 を参照）。

大会

国際招待競技会、サーキット、またはラベルロードレースを指す。

（ワールドランキング競技会の定義 1.d. および 2.d. を参照）。

大会主催者

競技の運営に責任があり、関連する WA のラベルまたは許可を与えられた主催者。

競技会会場

すべての競技場エリア競技の場合、大会主催者の管理下にあるスタジアム内およびスタジアムに直接隣接するエリア（屋内または屋外）。すべてが競技場外競技の場合、主催者の管理下にあるコースまたはルート。

大会スポンサー

エリア（地域）または全国レベルの競技会に関してスポンサーシップならびに（または）その他商業的権利を獲得および与えられた会社で、タイトルスポンサーを含む。

大会タイトル（大会名）

大会の公式タイトル（タイトルスポンサー名を含む）。

競技エリア（FOP）

競技者が競技を行う場所（競技場外の競技ではコースも含む）および競技者が表彰を受ける場合は、待機場所、ミックスゾーン、報道エリア、表彰台およびビクトリーランエリアも含まれる。

ジュリー

競技規則の下で設置された上訴対応の競技会役員。

ロゴ

シンボル、デザインまたはその他の図案化された表示、スローガン、会社名（ウェブサイトやソーシャルメディア上の肩書を含む）、ならびにまたは、そうした会社の製品名あるいは競技会名を表すもの。

マーケティング

広告、宣伝、報道、契約、推奨、販売促進、後援、または出版物を含むが、これらに限定されない製品またはサービスの販売および販売促進活動。

プレゼンテーションビブス

表彰式で表彰台に上がる競技者が身に着ける色付きのビブス。

プロバイダー

競技会の企画、開催に必要なあらゆる製品またはサービス（以下に例示）を競技者、競技役員あるいは競技会に製造または供給することを主な事業とするすべての会社。例えば、飲料、コピー機、車両、計時、計測、コンピューター（ハードウェア/ソフトウェア）、通信、ホームエレクトロニクス（テレビ/オーディオ/ビデオ/放送設備）など。あるいは大会主催者によって認められたあらゆる製品またはサービスを競技者、競技役員あるいは競技場に供給するすべての会社。

審判長

競技規則に従って任命された審判長。

タイトルスポンサー

大会の公式名に組み込まれている大会のタイトルスポンサーになっている大会スポンサー。

2. 目的と開始

2.1 本規程は、WA 憲章第 4.1 条 (c)、(d)と 47.2 条(d)、マーケティングおよび広告に関する規則に従って作成されている。

2.2 本規程は、WA 規則に従って、WA カウンシル（世界陸上競技評議会）により随時改正される場合がある。規程に加えられた改正は後続版に含まれ、そのような変更がカウンシルによって承認された日から有効になる。

〔国内〕 本規程は発効時期を含め理事会の議決を必要とする。ただし、WA 規程の改定に伴う改定の場合はその限りではない。

- 2.3 本規程は、競技者、競技者スポンサー、大会スポンサー、フォトグラファー（スチールカメラマン）とカメラクルー、プロバイダー関係者、大会主催者（ボランティアを含む）の、またはこれらの人々に関連するマーケティングを、以下の競技会会場で管理する：

適用	ワールドランキング競技定義パラグラフ番号	その他 世界陸上競技大会 または地域協会のいずれか によって認可されたもの
必須	1.d & 2.d	招待競技会・サーキット・ラベルロードレース

2.4 これらの規則は、WA 競技規則と他の WA 規程と併せて読む必要がある。

2.5 以下の間に不一致があった場合、

2.5.1 本規程および規則では、WA の競技規則の関連条項が適用される。

2.5.2 本規程と WA 憲章では、憲章の関連条項が適用される。

2.6 本規程に関するお問い合わせは以下のメールアドレスまで。

kitapprovals@worldathletics.org

3. 総則

- 3.1 競技会会場でマーケティングはすべて、WA 競技規則と規程、本規程、WA によって発行された適用可能なガイドライン、およびすべての適用法に準拠する必要がある。
- 3.2 (a) 競技者 (b) 大会スポンサーによる、またはこれらに関連するマーケティング (c) フォトグラファー（スチールカメラマン）とカメラクルー (d) 本規程に記載されているプロバイダーのスタッフおよびその他の人物、または彼らに関連するマーケティングは、すべて競技会会場で、本規程に従っている必要がある。また、競技の技術的運営（競技場を含む）に悪影響を与えてはならない。
- 3.3 本規程で明示的に許可されているか、大会主催者によって承認されている場合を除き、広告、ロゴ、またはその他のブランド表示が付いたアイテムは、競技者、競技役員、大会スポンサー、フォトグラファー（スチールカメラマン）、カメラクルー、プロバイダー、または本規程に記載されているその他の人物、または大会を支援している人物によって、競技会会場に表示、持ち込み、着用、または配置することはできない。
- 3.4 大会ロゴと大会マスコットは、アスリートキットや競技役員に表示することはできないが、第 11 項に従って、大会ロゴはフォトグラファー（スチールカメラマン）とカメラクルーのビブスに表示できる。
- 3.5 TR5.1 に従って、競技者は清潔で、不快に思われないようにデザインされ仕立てられた衣類（アスリートキット）を着用しなければならない。その布地は濡れても透き通らないものでなければならない。

3.6 許可と禁止

3.6.1 本規程は、マーケティングおよび広告規程の 1.7 に定められた許可および禁止が常に適用される。

4. アスリートスポンサー

4.1 競技者がアスリートキットにアスリートスポンサーのロゴを表示することを希望する場合、競技者は、本規則に定められた要件が遵守される場合に限り、表示することができる。誤解を避けるために付記するが、アスリートスポンサーと大会主催者の間にスポンサーカテゴリーの競合がある場合、競技者のイベントへの参加を管理する商業上の取り決めを考慮し、競技者と主催者が解決するものとする。大会主催者は、競技者の認定された競技者代表と事前に連絡を取り、そのようなカテゴリーの競合を解決する必要がある。このような問題は WA が解決するものではないが、スポーツメーカーのスポンサーカテゴリーにおける紛争は、陸上競技のスポーツにおいて受け入れられた習慣および慣行であるとみなされるため、WA によって禁止されているわけではない。

[国内] アスリートスポンサー名/ロゴと、所属団体名/ロゴを、アスリートキット、および許可されている場合は個人の所有物やアクセサリーに表示することができる。個人の所有物やアクセサリーに表示する場合は、いずれも同じスポンサー名/ロゴ(所属団体名/ロゴ) でなければならない。

4.2 誤解を避けるために記すが：

4.2.1 製造会社およびアスリートスポンサーは、本規程に従って、アスリートキットまたはその他のアパレル (規則 5.5 項 参照) および個人の所有物またはアクセサリー (規則 6 項参照) のアイテムに 1 つのブランド名/ロゴを 1 回のみ表示できる。

4.2.2 アスリートキットの製造会社は、アスリートキット、その他のアパレル、個人の所有物、またはアクセサリーに 1 つのブランド名/ロゴを入れ、アスリートキット、その他のアパレル、個人の所有物、またはアクセサリーに別のブランド名/ロゴを入れることはできない。また、アスリートキットやその他のアパレル、個人の所有物、アクセサリーのアイテムに複数回、同じ名前/ロゴを表示することもできない。

4.3 競技会会場で着用するアスリートキット

4.3.1 競技者は本規程に準拠したアスリートキットを常に競技会会場で着用しなければならない (ウォームアップエリアやウォームアップトラックでのウォームアップセッション中、および式典中の競技者も含む)。誤解を避けるために記すが、競技者は、WA によって書面で承認されている場合、競技会会場で加盟国のチームキットを着用できる。

5. アスリートキット

5.1 キット

5.1.1 本規程で明示的に許可されていないアスリートキットのマーケティングまたはその他の識別は固く禁じられており、本規程の違反となる。

5.1.2 以下の名前/ロゴは、(WAによって別段の指定がない限り)さらなるガイダンスで示された配置に従ってアスリートキットに表示してもよい:

- ・ 製造会社名/ロゴ;
- ・ アスリートスポンサー (非製造会社) 名/ロゴ;
- ・ 競技者/クラブ名/ロゴ;

5.1.3 競技者が所属クラブのアスレチックキットを着用する場合、本規程に準拠する必要があり、クラブ名/ロゴが営利団体の名前を表示している場合、許可されている場合でもアスリートスポンサー名/ロゴの数は1つ減じられる。

5.2 トップス、ベスト、シャツを含むアスリートキット

5.2.1 規則 5.1.3 に従って、競技用トップスに次の表示を行うことが許可される:

(以下のオプション A または B のいずれか)

競技用トップス (上衣)				
(ベスト、T シャツ、レオタード上半身、セレモニーキット、トラックスーツ (ジャージ)、スウェットスーツ、レインジャケットなど)				
	オプション A 製造会社名/ロゴ あり		オプション B 製造会社名/ロゴ なし	
名称/ロゴ/エンブレム	数(最大)	大きさ(最大)	数(最大)	大きさ(最大)
スポーツメーカー - スポンサー / サポーター / サプライヤー (フロントのみ)	1つだけ	高さ 5cm 長さ 10cm – 40 cm ²	×	×
スポンサー (非スポーツメーカー) (前面か背面のどちらか)	2社 異なるスポンサー		3社 異なるナショナルスポンサー (非スポーツメーカー) – 国内スポンサーごとに1つの配置	高さ 5cm 長さ 10cm – 40 cm ²
クラブロゴ (非営利、クラブロ	1個	高さ 10cm	1個	高さ 10cm

ゴに商業名がある場合は規則 5.1.3 を参照) またはアスリート名 (該当する場合) を前面または背面に				
合計	計 4		計 4	

5.2.2 規則 5.1.3 に従って、ショーツ (パンツ)、タイツ、またはレギンス (オプション A または B) に次の表示を行うことが許可される：

競技用ボトムス (下衣)				
ショーツ (パンツ)、タイツ、レギンス、レオタード下半身、セレモニーキットボトムス、トラックスーツ (ジャージ) ボトムス、スウェットパンツなど				
	オプション A 製造会社名/ロゴ あり		オプション B 製造会社名/ロゴ なし	
名称/ロゴ/エンブレム	数(最大)	大きさ(最大)	数(最大)	大きさ(最大)
スポーツメーカー - スポンサー / サポーター / サプライヤー (フロントのみ)	1 つ	高さ 5cm 長さ 10cm – 40 cm ²	×	×
スポンサー (非スポーツメーカー) (前面か背面のどちらか) – 上衣と同じスポンサー (最大 2 社)	2 社 異なるスポンサー		3 社 異なるスポンサー (非スポーツメーカー) – 1 社ごと 1 つの配置	高さ 5cm 長さ 10cm – 40 cm ²
クラブロゴ (非営利、クラブロゴに商業名がある場合は規則 5.1.3 を参照)	1 個	高さ 5cm	1 個	高さ 5cm

またはアスリート名（該当する場合）を前面または背面に				
合計	計 4		計 4	

- 5.2.3 レオタード（ワンピースを含む）の場合、上半身（つまり腰より上）の表示は規則 5.2.1 に準拠し、下半身（つまり腰から下）の表示は規則 5.2.2 に準拠する必要がある。
- 5.2.4 競技者が着用するセレモニーキット、トラックスーツ（ジャージ）、スウェットシャツ、レインジャケットを含むその他のアスリートキットの上半身アイテム（つまり、腰より上/上衣）では、表示は規則 5.2.1 に準拠する必要がある。

〔例示1 WA 規程 国際大会〕：〔国際招待大会、サーキットとラベルロードレース〕用
営利（企業）名 / 商品名 を 所属団体名 / ロゴ に含まない場合 ・ 学校名
 （ユニフォーム、ジャージ等のその他の衣類全て同様）

チーム名/ロゴ

- ・非営利団体に限る（企業名や製品名を含むものはNG）
- ・上衣・下衣とも前面か背面のいずれかに1つ
- ・上衣は最大高さ 10cm、下衣は最大高さ 5cm
- ・それぞれ長さは問わない

スポンサーA 名/ロゴ

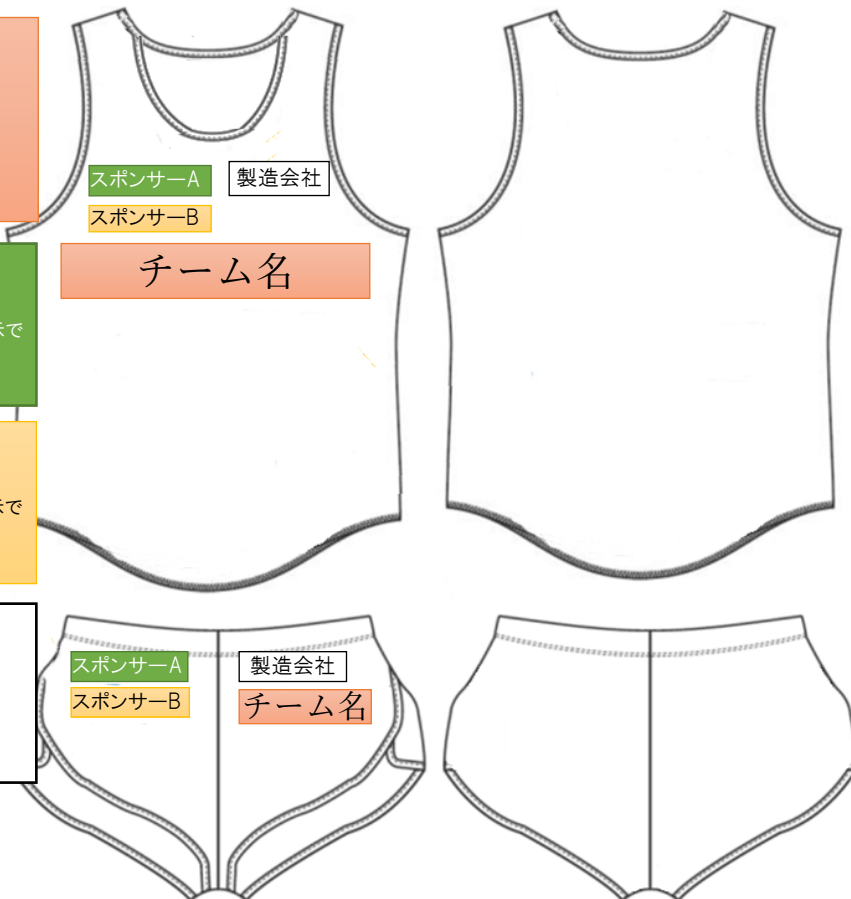
- ・上衣、下衣 それぞれ1つずつ
- ・前面または背面に表示
- ・上衣、下衣 とも全く同一の表示でなければならない
- ・40 cm、最大高さ 5 cm、最大長さ 10cm

スポンサーB 名/ロゴ

- ・上衣、下衣 それぞれ1つずつ
- ・前面または背面に表示
- ・上衣、下衣 とも全く同一の表示でなければならない
- ・40 cm、最大高さ 5 cm、最大長さ 10cm

製造会社名/ロゴ

- ・上衣、下衣 それぞれ1つずつ
- ・前面または背面に表示
- ・40 cm、最大高さ 5 cm、最大長さ 10cm
- ※スポーツメーカーの場合は前面に限る



〔例示2 WA 規程 国際大会〕：〔国際招待大会、サーキットとラベルロードレース〕用
(実業団等) 企業名・商品名を含む所属団体名/ロゴの場合
(ユニフォーム、ジャージ等のその他の衣類全て同様)

チーム名/ロゴ

- ・上衣、下衣とも前面か背面のいずれかに1つ
- ・上衣、下衣とも全く同一の表示でなければならない
- ・40 cm、最大高さ5 cm、最大長さ10cm

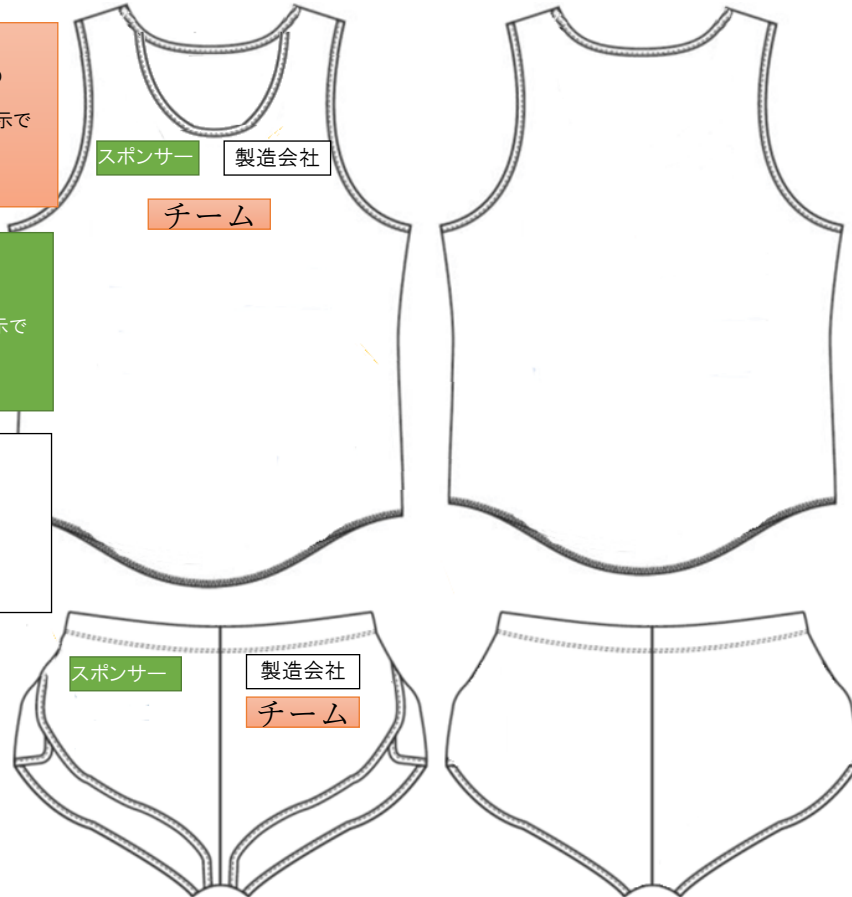
スポンサー名/ロゴ

- ・上衣、下衣 それぞれ1つずつ
- ・前面または背面に表示
- ・上衣、下衣とも全く同一の表示でなければならない
- ・40 cm、最大高さ5 cm、最大長さ10cm

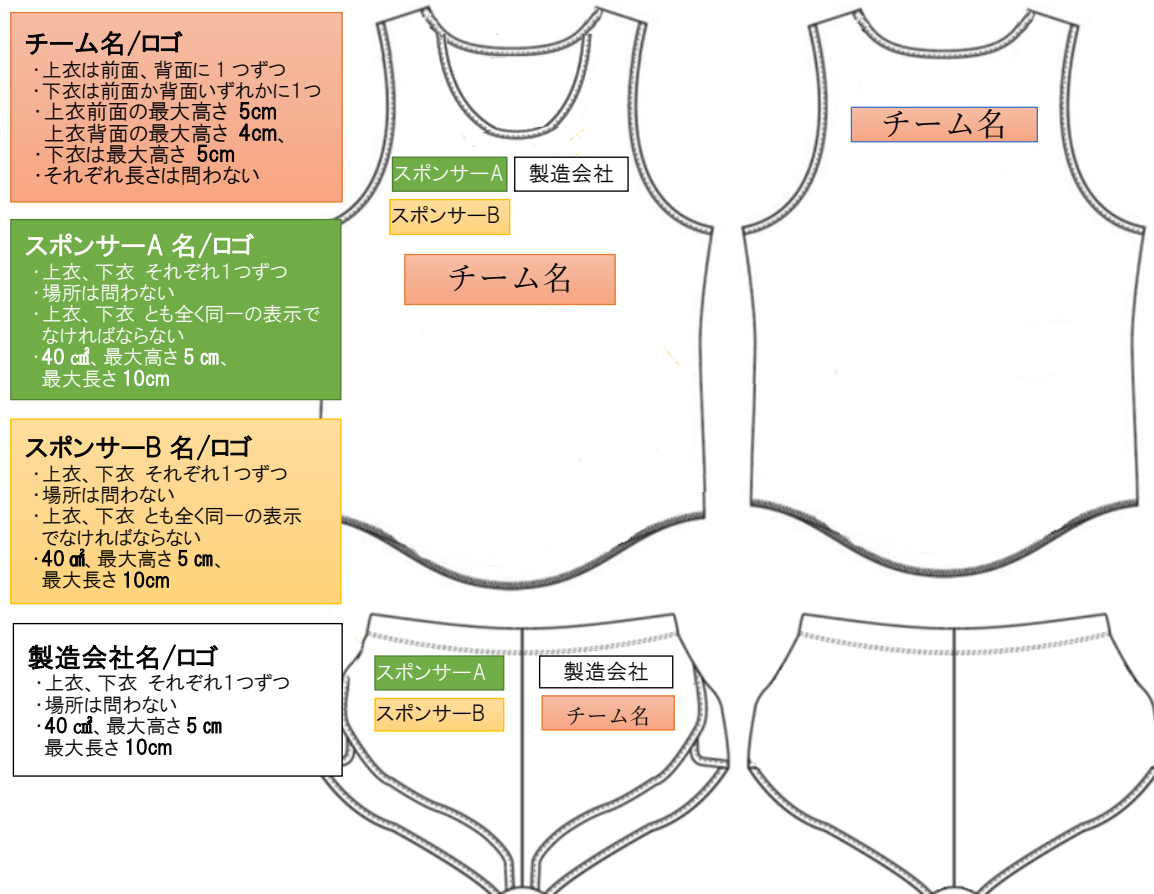
製造会社名/ロゴ

- ・上衣、下衣 それぞれ1つずつ
- ・前面または背面に表示
- ・40 cm、最大高さ5 cm、最大長さ10cm

※スポーツメーカーの場合は
前面に限る



〔例示3 JAAF 国内規程 国内大会〕：一般・クラブ（所属団体）名/ロゴ、個人 表示用
（ユニフォーム、ジャージ等のその他の衣類全て同様）



チーム名/ロゴ

- ・上衣は前面、背面に1つずつ
- ・下衣は前面か背面いずれかに1つ
- ・上衣前面の最大高さ 5cm
- ・上衣背面の最大高さ 4cm、
- ・下衣は最大高さ 5cm
- ・それぞれ長さは問わない

スポンサーA 名/ロゴ

- ・上衣、下衣 それぞれ1つずつ
- ・場所は問わない
- ・上衣、下衣 とも全く同一の表示でなければならない
- ・40cm、最大高さ 5cm、最大長さ 10cm

スポンサーB 名/ロゴ

- ・上衣、下衣 それぞれ1つずつ
- ・場所は問わない
- ・上衣、下衣 とも全く同一の表示でなければならない
- ・40cm、最大高さ 5cm、最大長さ 10cm

製造会社名/ロゴ

- ・上衣、下衣 それぞれ1つずつ
- ・場所は問わない
- ・40cm、最大高さ 5cm、最大長さ 10cm

〔国内〕所属団体（クラブ）名/ロゴ、所属団体（クラブ）スポンサー名/ロゴや競技者スポンサー名/ロゴを以下の形式でベスト、パンツまたはレオタード（上・下）にそれぞれ、表示することができる。

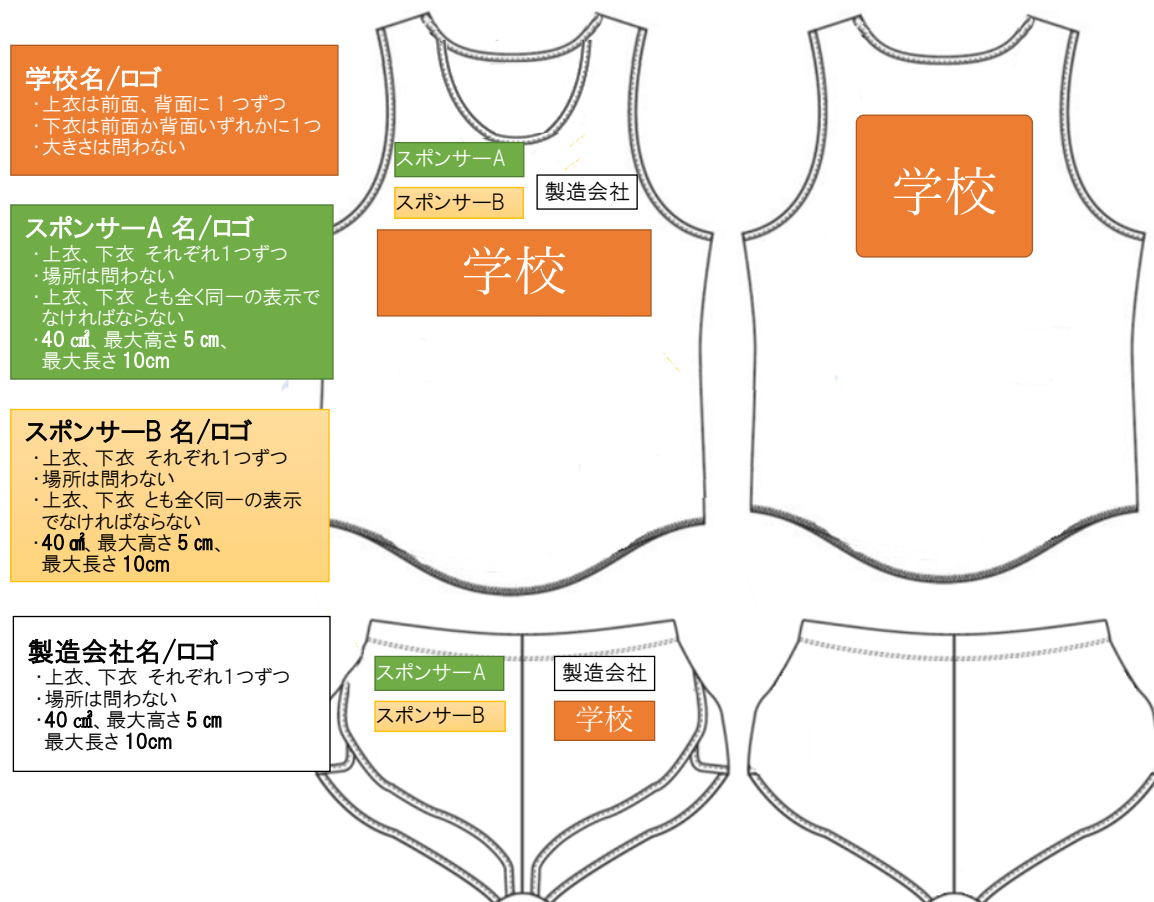
- (i) 所属団体（クラブ）名/ロゴ、所属団体（クラブ）名+所属団体（クラブ）ロゴの組み合わせのいずれか1つ（名前とロゴを切り離して表示することはできず並列して表示しなければならない）。上衣の前面の文字およびロゴの高さは5cm以内とするが長さの制限は設けない。ただし、文字が表示されたワッペンをつける場合はワッペンの高さは5cm以内とし、長さの制限は設けない。
- 所属団体（クラブ）名/ロゴまたは、所属団体（クラブ）名+所属団体（クラブ）ロゴの組み合わせは、ベストまたはレオタードの背面にも表示することができる。その文字の高さは4cm以内とし、長さの制限は設けない。
- (ii) 所属団体（クラブ）名/ロゴまたは、所属団体（クラブ）名+所属団体（クラブ）ロゴの組み合わせは、下衣（パンツまたはレオタード下）に1つ表示することが

できる。その文字の高さは5 cm以内とし、長さの制限は設けない。

- (iii) 所属団体(クラブ) スポンサー名/ロゴや競技者スポンサー名/ロゴ、所属団体(クラブ) スポンサー名+所属団体(クラブ) スポンサーロゴの組み合わせあるいは競技者スポンサー名+競技者スポンサーロゴの組み合わせのいずれかを2つまで表示できる。文字およびロゴの最大の大きさは40 cm²、最大の高さは5 cm、最大の長さは10 cm までとする。

〔例示4 JAAF 国内規程 国内大会〕： 学校用

(ユニフォーム、ジャージ等のその他の衣類全て同様)



- 〔国内〕 日本学生陸上競技連合、全国高等学校体育連盟、日本中学校体育連盟に加盟している学校教育法第1条、第124条および第134条に規定する学校の学校名/マークはベストまたはレオタードの上衣の前面および背面にそれぞれ1つずつ、下衣にも1つ表示できるものとし、大きさに制限は設けない。また、スポンサー名/ロゴ、スポンサー名+スポンサーロゴの組み合わせあるいは競技者個人スポンサー名/ロゴ、競技者個人スポンサー名+競技者個人スポンサーロゴの組み合わせのいずれか2つを表示できる(名前とロゴを切り離して表示することはでき

ず並列して表示しなければならない)。文字およびロゴの最大の大きさは40cm²、最大の高さは5cm、最大の長さは10cmまでとする。

〔注意〕 スポンサー名/ロゴが製造会社名/ロゴと同一であってはならない。また、スポンサー名/ロゴを表示する場合は、各アスリートキットに同じものを表示する。

〔国内〕 都道府県名/ロゴ

- (i) 都道府県対抗競技会においては、所属する都道府県名/ロゴをベストまたはレオタードの前面および背面にそれぞれ1つずつ表示することができる。また、パンツまたはレオタード（下半身）にも1つ表示することができる。
- (ii) 加入団体の所在地を示す場合は、クラブ名とは切り離れた形で各アスリートキットに1つ表示できる。最大の高さは4cmとし、長さの制限は設けない。

5.2.5 競技者が着用するセレモニーキットのボトムス、トラックスーツ（ジャージ）のボトムス、スウェットパンツなどを含むその他のアスリートキットの下半身アイテム（つまり腰より下/下衣）では、表示は規則 5.2.2 に準拠する必要がある。

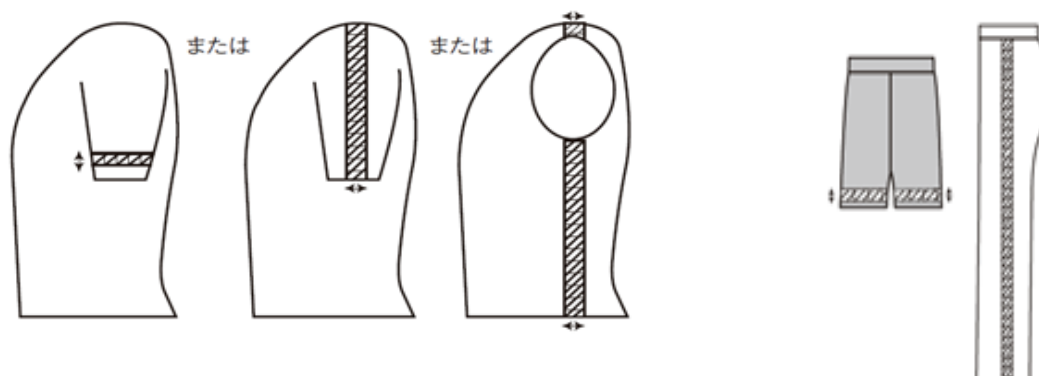
5.3 アスリートキットに製造会社のグラフィック、または象徴的なロゴ（名前や文字を含まない）は、「装飾的なデザインマーク」として、以下の箇所に、1回または幅10cm以内の帯状で繰り返して表示できる。ただし、そのような使用が、WAの意見や裁量により、衣服の外観を支配したり、過度に損なったりしない場合に限る：

- ・ ショーツ（パンツ）またはレオタードの両袖、両裾の先端；
- ・ 両袖の外側の縫い目沿い（Tシャツ、トラックスーツ（ジャージ）上衣 他）；
- ・ 両脚の外側の縫い目沿い（レオタード、レギンス 他）；

誤解を避けるために付記するが、装飾的なデザインマークは、以下の規則 5.5 に記載されている、その他のキットまたはアパレルに使用することはできない。また、アスリートキットの生地、布地、素材等のデザインに、アスリートキットのスポーツメーカーの名称、ロゴ、装飾的なデザインマーク等を使用（プリント、縫製、織り等）することはできない。

〔参照〕

製造会社の「装飾的なデザインマーク」を表示してよい箇所



1回または幅10cm以内の帯状で繰り返しの使用が認められている

「装飾的なデザインマーク」の例



文字を含むため、帯状での使用が認められない「装飾的なデザインマーク」の例



5.4 シューズ

競技者が使用する靴の製造会社名/ロゴのサイズに制限はない。競技者の名前、競技者個人のソーシャルメディアのハッシュタグ（すなわち商業的な意味合いのないハッシュタグ）も同様に、サイズや配置の制限なしに表示できる（これには、競技者自身の靴のブランドが含まれる）。

5.5 その他のアパレル

競技中に競技者が使用するその他のキットまたはアパレル（靴下（膝丈ソックスおよびレッグスリーブを含む）、ヘッドギア、帽子、ヘッドバンド、手袋、メガネ、サングラス、リストバンド、アームスリーブ（前腕バンド）など）については、以下の表示が許可される：

その他のアパレル/アクセサリー

その他のキットまたはアパレル（靴下（膝丈の靴下およびレッグスリーブを含む）、ヘッドギア、帽子、ヘッドバンド、手袋、メガネ、サングラス、リストバンド、アームスリーブなど）

その他のアパレル/アクセサリー

名称/ロゴ/エンブレム	数(最大)	大きさ(最大)
スポーツメーカー スポンサー/サポーター/ プレイヤー	1 個	高さ 4cm あるいは長さ 4cm－ 10 cm ²
スポンサー (非スポーツメーカー)	許可されていない	
競技者名	1 個	高さ 5cm
合計	計 2	

[国内]所属団体名/ロゴについては、1つ表示することができる。面積は 10 cm²以内とする。
ただし都道府県名/ロゴ、学校名/ロゴ（学校教育法第 1 条、第 124 条および第 134 条に規定する学校名/ロゴ）の大きさに制限は設けない。

6. 個人の所有物およびアクセサリ

6.1 すべてのタオル（ビーチタオル、バスタオル、ハンドタオル、フェイスタオルなど）、およびブランケット（毛布）、バッグには以下の表示ができる：

個人の所有物とチームのアクセサリ (例: ビーチタオル、バスタオル、ハンドタオル、フェイスタオルなど) およびブランケット（毛布）とバッグ				
	タオル(ビーチタオル、バスタオル、ハンドタオル、フェイスタオルなど) およびブランケット		バッグ (タグやラベルも含む)	
名称/ロゴ/エンブレム	数(最大)	大きさ(最大)	数(最大)	大きさ(最大)
スポーツメーカー スポンサー/サポーター/ プレイヤー	1 個	高さ 5cm 長さ 10cm－ 40 cm ²	1 個	高さ 5cm 長さ 10cm－ 40 cm ²
スポンサー (非スポーツメーカー)	2 個		2 個	
アスリートの名前; または 個人的なソーシャルメディア ハッシュタグ	1 個		1 個	

合計	計4		計4	
----	----	--	----	--

〔国内〕 アスリートスポンサー名/ロゴのうち1つを、あるいは、競技者名または個人的なソーシャルメディアハッシュタグを、所属団体名/ロゴまたは学校名/ロゴにすることができる。高さは最大5 cmとし、長さの制限は設けない。学校名/ロゴの大きさに制限は設けない。

- 6.2 ドリンクの提供者、製造業者および（または）アスリートスポンサー名/ロゴは、競技者の個人の飲料ボトルに2つ表示できる。その名/ロゴのサイズは、ボトル上で最大40cm²、最大の高さ5 cmまでとする。競技者は個人のドリンクボトルを競技場エリアに持ち込むことができる。
- 6.3 フィールド競技および混成競技（円盤投、砲丸投、ハンマー投、やり投、棒高跳用のポールなど）で競技者が使用する道具に表示されるマーケティングに関する規程は、マーケティングおよび広告規程—イベントブランディング：ダイヤモンドリーグおよびコンチネンタルツアーゴールドに規程されている（参照 Book C、C1.3 付録 1 および C1.4 付録 1）。
- 6.4 競技者は、ビデオレコーダー、ラジオ、CD プレーヤー、無線送信機、携帯電話、ヘッドフォン、カメラ、ボディカメラを競技場エリアに持ち込むことはできない。さらに、競技規則で明示的に許可されていない限り、その他のアイテムを競技場エリアに持ち込むことはできない。誤解を避けるために記すが、競技者はウォームアップエリアと競技エリアで時計を着用することはできる。
- 6.5 競技者が使用する医療用テープまたは一般的なテープは、無地でも、テープに競技者の名前が付いていても構わない。医療用テープまたは一般的なテープに記載される商品名/ロゴは、大会主催者の書面での承認が必要である。

〔国内〕 C7.1 1.1.1〔国内〕の競技会では、競技者が競技規則に反しない限り、医療用テープまたは、一般的なテープを使用することができる。表示できる製造会社名/ロゴは、1枚につき最大の大きさは、10 cm²とする。

- 6.6 誤解を避けるために記すが、競技者に付き添うメンバー（家族、コーチ、競技者代理人など）は、禁止されているアイテム（本規程に準拠していないアイテムを含む）を競技場エリアの競技者に渡すことはできない。競技者が競技会会場にいる限り、第6項に従わなければならない。

7. ネイル、ボディーアート、ヘアデザイン&ジュエリー

7.1 アスリートスポンサー名/ロゴは、以下では表示できない；

- 7.1.1 タトゥー（恒久的または一時的かを問わず、ヘナまたは同様の製品の使用を含む）；
- 7.1.2 ヘアデザイン；
- 7.1.3 コンタクトレンズ； または
- 7.1.4 ネイルアート

誤解を避けるために記すが、競技者はタトゥーをしてもよいし、ヘアデザインをしてもよいし、コンタクトレンズを着用してもよい。

7.2 競技者はジュエリーを身に付けることができる(ボディーピアスおよび本規程の第6.4項の対象となる時計を含む)。ジュエリー(デザインにジュエリーブランドの名前またはロゴのデザインが含まれているものを含む)の着用は認められている。

8 アスリートビブス

8.1 ビブスの最大の大きさは高さ 16cm × 幅 24cm とする：

	アスリートビブス			
	オプション A		オプション B	
名称/ロゴ	数(最大)	大きさ(最大)	数(最大)	大きさ(最大)
大会スポンサー	1社	高さ 6cm – ビブス上部	2社	高さ 6cm – ビブス上部
競技者名/番号	1つ	高さ 6cm – ビブス中央部	1つ	高さ 6cm – ビブス中央部
大会スポンサー および(または) 開催地・都市	1つ(開催地・ 都市) + 1社(ビ ブスの上に大会 スポンサーが 1 社だけの場合は イベントスポン サー)	高さ 4cm – ビブス下部	1つ(開催地・都 市)	高さ 4cm – ビブス下部
合計	計 4	ビブスの合計サ イズ - 高さ 16cm & 幅 24cm	計 4	ビブスの合計サ イズ - 高さ 16cm & 幅 24cm

[国内] 競技者識別表示より下の表示の最大の高さは 4cm とする。そのような表示には、大会主催者によって事前に承認されていれば、(a) 大会名/ロゴ、(b) 加盟団体名、(c) 大会スポンサー名/ロゴまたはマーケティングデバイス、(d) 大会が開催されている都市または地域のいずれかを表示できる。

[国内]

- i 上部の広告は、高さ 6 cm以内とする。
- ii 下部の広告や大会名等は、高さ 4 cm以内とする。
- iii 広告を表示しない場合は、空いている余白を競技者識別表示に使用してもよい。

- 8.2 ビブスは、競技役員が競技者の識別情報（名前または番号）を最大限かつ容易に視認できるように印刷されなければならない。
- 8.3 ビブスとビブス上の競技者の識別情報（名前または番号）は、大会中、競技場エリアで競技を行っている間は、常に見えるようにしなければならない（つまり、折り畳んだり、見えないように隠したりしない（ビブの提供者によってミシン目、ピアスマたは穴が開いているように設計されている場合を除く））。競技者は競技場エリアではビブスをアスリートキットから外してはならない。
- 8.4 種目ごとに異なる大会スポンサーをビブスに表示することができる（例：女子 100m と男子やり投など）。

[国内] 駅伝競走においては、アスリートビブスに番号数字の代わりにチーム名（都道府県名、学校名等）、区間を表す文字もしくは競技者の大会登録番号をバランスよく表示することができる。ただし、会社名（チーム名）は表示できないものとする。

9. プレゼンテーションビブス

- 9.1 プレゼンテーションビブスは、表彰台に上る競技者がセレモニーキットに付けるものである。プレゼンテーションビブスの最大の大きさは高さ 20cm×幅 24cm とする：

プレゼンテーションビブス		
名称/ロゴ	数(最大)	大きさ(最大)
大会スポンサー	1 社	高さ 6cm - ビブス上部
大会ロゴ	1 個	高さ 14cm - ビブスの残り
合計	計 2	大きさは高さ 20cm × 幅 24cm

10 競技役員の服装

- 10.1 競技役員の服装（上半身と下半身）には次のものが表示できる：

名称/ロゴ/エンブレム	競技役員の服装			
	オプション A		オプション B	
	数(最大)	大きさ(最大)	数(最大)	大きさ(最大)
スポーツメーカー スポンサー/サポーター/サブライヤー	1 社 (個)	高さ 5cm 長さ 10cm - 40 cm ²	1 社 (個)	高さ 5cm 長さ 10cm - 40 cm ²
大会スポンサー (非スポーツメーカー)	0 社 - スポーツメーカーが大会タイトルスポンサーの場合		1 社 - スポーツメーカーが大会	

カー)			のタイトルスポンサーでない場合	
大会名称と、あるいは /WAS 大会ロゴ	1個	高さ 5cm	1個	高さ 5cm
合計	計 2		計 3	

10.2 製造会社のグラフィック、または象徴的なロゴ（名前や文字を含まない）は、「装飾的なデザインマーク」として、以下に、幅 10 cm以内の 1 回あるいは帯状で繰り返して表示できる。ただし、そのような使用が、WA の意見や裁量により、衣服の外観を支配したり、過度に損ねたりしない場合に限る：

- ・ 両袖、両裾の先端；
- ・ 両袖の外側の縫い目沿い；
- ・ 両脚の外側の縫い目沿い；

誤解を避けるために付記するが、装飾的なデザインマークは、規則 5.5 で言及されているその他のキットまたはアパレルに使用することはできない。

10.3 大会にスポンサーがいる場合は、完全な大会タイトル名を衣服に表示する必要がある（タイトルスポンサー名に限定した表示をすることはできない）。

[国内] 大会名/ロゴを表示できる。大きさに制限は設けない。タイトルスポンサーがついている大会で大会名を表示する場合は、完全な大会名を表示しなければならない(タイトルスポンサー名/ロゴに限定した表示をすることはできない)。

[国内] 本連盟、地域陸協、加盟団体の名称/ロゴは 1 つ表示することができる。

10.4 該当する場合、競技役員に提供されるその他の衣類（靴下（膝丈の靴下およびレッグスリーブを含む）、ヘッドギア、帽子、ヘッドバンド、手袋、メガネ、サングラス、リストバンド、アームスリーブなど）については、本規程のサイズ要件に従う必要がある。製造会社が大会スポンサーであり、そのサイズが大会主催者によって承認される場合はこの限りではない。

11 フォトグラファー/カメラクルー着用のビブス

11.1 競技エリア（FOP）にアクセスできるフォトグラファー（スチールカメラマン）またはテレビのカメラクルーのメンバーは、大会主催者が提供する公式のビブスを着用する必要がある。大会主催者と別段の合意がない限り、公式フィールド内ビブスには以下が表示される場合がある：

	フォトグラファー		テレビカメラクルー	
名称/ロゴ	数(最大)	大きさ(最大)	数(最大)	大きさ(最大)
ホスト放送局	N/A	N/A	2個	高さ 10cm

大会スポンサー	2個 (前面×1、背面×1)	高さ 10cm	(大会スポンサーまたはホスト放送局のいずれかを選択) (前面×1、背面×1))
大会タイトル/ロゴ	1個 (前面)		1個 (前面)
合計	計 3		計 3

12 競技会会場内の大会スポンサーの衣服

12.1 大会開催中に商品やサービスを提供する大会スポンサーのスタッフの服装には、以下の表示ができる：

商品やサービスを提供する大会スポンサーの衣服 (大会中の商品やサービスの提供)		
名称/ロゴ/エンブレム	数(最大)	大きさ(最大)
大会スポンサー	1個	高さ 5cm 長さ 10cm - 40 cm²
その衣類品の製造会社	1個	
大会タイトルと WAS 大会ロゴ (大会スポンサーの場合は、完全なタイトルである必要あり)	1個	高さ 4cm
合計	計 3	

13 競技会会場内のその他の役員

13.1 競技会会場内のその他のすべての役員 (ボランティア、プロバイダーの要員、組織委員会の職員、スタジアムの要員など) は、大会主催者が提供する公式の大会用衣服を着用するか、ブランドのない衣服を着用しなければならない。

14 指名代表者

大会主催者は大会での本規程の規制の遵守、管理、解釈、監督を行う権限と任務を持つ代表者を指名するものとする。

15. 一般的な執行

大会主催者の命令に従わなかったり、競技役員が大会主催者に指定された代表者の見解で必要とされた措置の命令を拒否した場合、その人物または競技役員は、規則および（または）本規程およびその他の該当する規則または規制に従って制裁の対象となる場合がある。

16 大会での実施

招集所（コールルーム）

- 16.1 競技規則に従い、すべての競技者が本規程の第5条、6条、7条、8条を遵守し、競技前に招集所（コールルーム）でチェックし確認することが競技者系の責任である。具体的には、競技者系は、競技者が承認されたアスリートキットを着用し、ビブスが適切に着用されていること、該当する場合、競技者の衣類（アパレル）、アクセサリ、個人の所有物、ネイル、ボディーアート、ヘア、およびジュエリーのマーケティングが規則と本規程を遵守し、許可されていない物品が競技場エリアに持ち込まれないように確認する。競技者系は、未解決の問題または発生した問題（招集所での抗議や異議を含む）を招集所審判長に照会する。
- 16.2 アスリートキットに表示されるマーケティングまたはその他の識別表示のサイズ、および許可されている場合、衣類や個人の所有物（競技場エリアに持ち込まれる場合）は、大会主催者が指定の代表者を通じて着用中または使用できる状態で測定される。
- 16.3 大会主催者による指定代表者の任命は、規則および本規則に基づく招集所審判長および競技者系の権限および権力を妨げたり損なわれたりすることはない。

競技エリア（FOP）

- 16.4 競技者は、競技のために競技エリアにいる間、本規程を遵守しなければならない。一旦競技場エリアに入ったら、競技者は、本規程を適用する権限を持つ担当の審判長の責任に帰する。
- 16.5 審判長は、必要に応じて、競技エリアでの本規程の適用に関連する問題やあらゆる事項を決定する際に、大会主催者の指名した代表者と協力して取り組むものとする。

17. 競技者に対する違反と救済

17.1.1 取り外し、隠蔽、または広告のない衣類の着用

アスリートキットに該当する、衣類（アパレル）、アクセサリ、個人の所有物、ネイル、ボディーアート、ヘア、およびジュエリーが本規程に準拠していない場合、競技者は、違反しているアイテムを取り除く、隠す、または広告のない衣類を着用するように指示される場合がある。

17.1.2 指示の拒否

競技者が招集所審判長、競技者系、または大会主催者の指定代表者（該当する場合）の指示に従うことを拒否した場合、競技者は本規程に基づく制裁の対象とな

る。

17.1.3 準拠アスリートキットから非準拠アスリートキットへの変更

招集所でのチェックと確認後に、準拠しているアスリートキット、および該当する場合、衣類、アクセサリ、個人の所有物、ネイル、ボディーアート、ヘア、およびジュエリーを非準拠のアスリートキットに変更した競技者は、本規程に基づく制裁の対象となる。

17.1.4 非準拠のアスリートキットでの競技エリアへの参加

審判長や大会主催者の指名代表者によって本規程に準拠していないと判断されたアスリートキット、および該当する場合、衣類、アクセサリ、個人の所有物、ネイル、ボディーアート、ヘア、ジュエリーで競技に参加する競技者は、本規程に基づく制裁の対象となる。

18. 競技者に対する制裁

18.1 本規程に違反している、または遵守するように要求されているが、遵守していない競技者は、以下の制裁の対象となる場合がある：

18.1.1 警告を与えられる；

18.1.2 競技エリアへの立ち入りを拒否または退去を要求される；

18.1.3 競技会での失格；

18.1.4 競技結果の無効；または

18.1.5 罰金の宣言、または競技者の場合、出場料が、関連する大会主催者から競技者へ支払われない。

18.2 18.1 で言及されている制裁は、関連する審判長によって本規程に準拠していない競技者に科せられる場合がある。

18.3 競技者に罰金が科せられた場合、罰金は、判決に従い本規程に違反した競技者が直接支払うものとする。

19. 上訴

19.1 大会での提出

招集所または競技エリアでの本規程に従って行われた決定（課された制裁を含む）は、競技者から上訴できる。このような上訴は、ジュリー（「上訴機関」）に提出されるものとする。この形式の紛争解決手続きは緊急措置であることを意図しているため、最初の決定についての上訴機関による再調査の要求は、不服のある最初の決定の受領後、24 時間以内に行うものとする。

衣類とアクセサリ以外

ワールドランキング競技会

コンチネンタルツアーゴールド

1. 特定の定義

本規程で使用される語句のうち、定義された用語（頭文字を大文字で示す）は、憲章および／または一般的定義に明記された意味、あるいは（以下の語句に関しては）以下の意味を持つものとする：

広告

販売促進の性質をもつあらゆる広告および展示物

広告ボード

競技会会場に設置される静的、固定式、電子式、回転式、ヴァーチャル、その他を問わず、広告用またはその他の識別表示用に適した外観で、境界（周辺）ボードおよびインフィールドボードを含む。

適用法

すべての法律および法的規制（競技が開催される国の法律および競技者の母国の法律を含む）、ならびに安全や衛生に関する法律および放送局によって制定された、または放送局に適用されるあらゆる法的規制。

ビブス

競技会中に競技者が身に着ける識別（ID）カード（国名、名前や番号で識別）。

競技会

競技者が参加し、競技する陸上競技会（いろいろな形式・種目で）。

競技会役員

競技規則に従って大会主催者により任命された役員およびその代表。

憲章

Generally Applicable Definitions（定義）で定められている通り。

大会

国際招待競技会、サーキット、またはラベルロードレースを指す。

（ワールドランキング競技会の定義 1.d. および 2.d. を参照）。

大会ロゴ

大会のシンボル、デザイン、その他の図案化された表示、および（または）大会の公式名（ウェブサイトのアドレスおよびソーシャルメディア上の肩書を含む）（該当する場合は、関連する大会の正式名称に組み込まれた大会スポンサーの名前を含む）。

大会主催者

競技の運営に責任があり、関連する WA のラベルまたは許可を与えられた主催者。

競技会会場

すべての競技場エリア競技の場合、大会主催者の管理下にあるスタジアム内およびスタジ

アムに直接隣接するエリア（屋内または屋外）。すべてが競技場外競技の場合、主催者の管理下にあるコースまたはルート。

大会スポンサー

エリア（地域）または全国レベルの競技会に関してスポンサーシップならびに（または）その他商業的権利を獲得および与えられた会社で、大会（タイトル）スポンサー、大会サポーター、大会サプライヤー、団体を含む。

競技エリア（FOP）

競技者が競技を行う場所（競技場外の競技ではコースも含む）および競技者が表彰を受ける場合は、待機場所、ミックスゾーン、報道エリア、表彰台およびビクトリーランエリアも含まれる。

インフィールドボード

競技会場内、トラックの内側に設置される広告ボード。

国際競技会

Generally Applicable Definitions（定義）で定められている通り。

ロゴ

シンボル、デザインまたはその他の図案化された表示、スローガン、会社名（ウェブサイトやソーシャルメディア上の肩書を含む）ならびにまたは、そうした会社の製品名あるいは競技会名を表すもの。

マーケティング

広告、宣伝、報道、契約、推奨、販売促進、後援、または出版物を含むが、これらに限定されない製品またはサービスの販売および販売促進活動。

境界（周辺）ボード

競技会会場のトラックの外側の 1 列目または 2 列目、ウォームアップトラックまたはその近く、または競技場以外で開催される大会または競技会のコースに沿って設置される広告ボード。

プレゼンテーションビブス

表彰式で表彰台に上がる競技者が身に着ける色付きのビブス。

プロバイダー

競技会の企画、開催に必要なあらゆる製品またはサービス（以下に例示）を競技者、競技役員あるいは競技会に製造または供給することを主な事業とするすべての会社。例えば、飲料、コピー機、車両、計時、計測、コンピューター（ハードウェア/ソフトウェア）、通信、ホームエレクトロニクス（テレビ/オーディオ/ビデオ/放送設備）など。あるいは大会主催者によって認められたあらゆる製品またはサービスを競技者、競技役員あるいは競技場に供給するすべての会社。

タイトルスポンサー

大会の公式名に組み込まれている大会のタイトルスポンサーになっている大会スポンサー。

商標（トレードマーク）

すべての登録済みおよび未登録商標、サービスマーク、トレードドレス、および産地、提携、認証または承認を示すその他の標識、商号、エンブレム、ロゴ、企業（社）名、スローガンおよび商業シンボル、キャッチフレーズ、スローガン、タグライン、それに関連するすべてのアプリケーションおよび関連するすべての営業権。

2. 目的と開始

- 2.1 本規程は、WA 憲章第 4.1 条 (c)、(d)と 47.2 条(d)、マーケティングおよび広告に関する規則に従って作成されている。
- 2.2 本規程は、WA 規則に従って、WA カウンシル（世界陸上競技評議会）により随時改正される場合がある。規程に加えられた改正は後続版に含まれ、そのような変更がカウンシルによって承認された日から有効になる。
〔国内〕 本規程は発効時期を含め理事会の議決を必要とする。ただし、WA 規程の改定に伴う改定の場合はその限りではない。
- 2.3 随時発行されるイベント関連規則に別段の記載がない限り、本規程は、本書に記載されている団体、あるいはダイヤモンドリーグ、コンチネンタルツアールゴール大会組織もしくは、支援を行う団体による大会会場でのマーケティングを管理する。
- 2.4 これらの規則は、WA 競技規則と他の WA 規程と併せて読む必要がある。
- 2.5 以下の間に不一致があった場合：
 - 2.5.1 本規程および規則では、WA の競技規則の関連条項が適用される。
 - 2.5.2 本規程と WA 憲章では、憲章の関連条項が適用される。

3. 総則

- 3.1 競技会会場でのマーケティングは：
 - a) 規則および規程、本規程、WA によって発行された適用可能なガイドライン、および適用されるすべての法律に準拠していなければならない；また
 - b) 公式マークの妨害、競技役員の競技者に対する審判やコーチの視界への妨害（例えば競技者のジャンプまたはスローのアプローチテクニクの視界など）を含め、競技（FOP を含む）の誠実性や技術的行為に悪影響を与えてはならない。特に規則 4 から 10 は常にこれを最優先原則とし；
 - c) WAS 競技会中に観客および放送局のカメラビューを妨害してはならない。但し、競技会に参加している競技者や競技役員が偶発的に引き起こした妨害は除く；また
 - d) テレビカメラおよびレールカメラを妨害してはならない。
- 3.2 大会主催者と WA および WA 指定の代表者によって承認されている場合あるいは本規程で明示的に許可されている場合を除き、広告、ロゴ、またはその他のブランド

表示が付いたアイテムは、競技者、チームスタッフ、競技役員、大会主催者、大会スポンサー、フォトグラファー（スチールカメラマン）、カメラクルー、プロバイダー、または本規程に記載されているその他の団体によって、競技会会場に展示、持ち込み、または配置することはできない。

- 3.3 競技会会場に表示または配置されるマーケティング、広告、および（または）ロゴは、大会主催者の事前承認の対象となる。
- 3.4 本規程に規定されていない、または本規程から逸脱している競技会会場でのマーケティングの追加の機会は、大会主催者と WA の事前の書面による合意によって提供される場合がある。

[国内] 日本実業団連合所属チームの対抗競技会における競技者・所属先応援用旗、幟、幕、小旗などの掲出は、この規則から除外し、大会主催者の指示に従うものとする。

[国内] 学校教育法第 1 条、第 124 条および第 134 条に規定する学校が出場する学校対抗競技会における学校名を記載した旗、幟、幕、小旗などの掲出は、この規則から除外し、大会主催者の指示に従うものとする。

3.5 許可と禁止

- 3.5.1 これらの規則には、マーケティングおよび広告規程の規則 1.7 に定められた許可および禁止が常に適用される。

3.6 WA ロゴの使用

- 3.6.1 大会主催者による WA の名前/ロゴの使用は、大会スポンサーと WA との間に関連性を示唆、または創出するような方法であってはならない。WA の名前/ロゴは、関連する WA ブランドガイドラインに従って使用されるものとし、大会スポンサーが WA の商業関連会社であり、WA またはその指定代表者が事前に書面による承認を与えている場合を除き、大会スポンサーの名前および（または）ロゴの隣に、またはそれらと一緒に、または並べて使用することはできない。

4. すべての大会でのマーケティング

4.1 表彰台

表彰台の前部、上部および表彰台の一部を構成する要素に、大会ロゴおよび/または 1 つ以上の大会スポンサーのロゴが表示できる。各ロゴの最大高さは、WA またはその指定代表者と別段の合意がない限り、30cm とする。

4.2 背景

表彰台の背後、ミックスゾーン内や、記者会見などに設置される背景には、WA と別途の合意がない限り、WA のロゴ、大会ロゴおよび/または 1 つ以上の大会スポンサーのロゴが最大高さ 30cm で表示できる。

4.3 大会スポンサーのアナウンス

4.3.1 競技会の前、進行中または終了後に大会スポンサーについてアナウンスすることができる。そのようなアナウンスはジングル（予告音）を伴うこともできるが、適切な方法で行われなくてはならず、競技や放送局の報道を妨げてはならない。競技会中は、大会スポンサーのアナウンスは1時間につき最大60秒以内とする。

4.3.2 いかなる大会スポンサーのアナウンスも、放送の録音に影響を与えてはならないため、放送の実況解説やインタビューの位置の近くに設置された発表システムのスピーカーの音量を適切に調整しなければならない。

4.4 スコアボード/大型映像

4.4.1 スコアボードの外側のフレーム（ジャイアントスクリーンとも呼ばれる）は、スポンサーでない限り、製造会社の広告を一切表示しない。大会スポンサーのロゴは、ロゴの端とスコアボード画面の端の間が最大1.2mであることを条件に、外側のフレームに配置できる。

[国内] スコアボード/大型映像の製造会社名/ロゴやスポンサー名/ロゴは、スコアボード/大型映像周辺に表示することができる。それらの表示のサイズは1.2mとする。

4.4.2 音声を伴うかの有無にかかわらず、大会スポンサーの広告（広告枠、コマーシャルなど）は、競技の間のデッドタイムと、各セッションの開始前か終わった直後にスコアボードに表示できる。

4.4.3 大会スポンサーのロゴは、競技中にスコアボードに表示してもよい。

[国内] 音声を伴わない広告は、競技運営の妨げにならないときに30秒以内で表示することができる。

4.5 ガントリー/構築物(台)

ガントリーは、競技会会場に応じてさまざまなデザイン、形状、サイズで製造される。したがって、以下の表示にサイズ、数、位置に制限はない：

- (i) 大会公式タイトル
- (ii) 大会ロゴ
- (iii) 計時サービスを提供する大会スポンサーのロゴを付けた公式計時装置
- (iv) 大会スポンサーロゴ

スタート、フィニッシュ、表彰式の台や、その他の大会内の構築物。この規則は、スタジアムの競技者入場ゲートおよび構築物に適用される。

[国内] 発着点に設置が認められたすべてのゲートは、必要な安全基準を満たす必要がある。本規程は、道路を使用する競技会において設置するすべての構築物についても適用するものとする。折り返し点の構築物についても同様である。

4.6 フィニッシュラインテープ

大会スポンサーロゴおよび/または大会のロゴをフィニッシュラインテープの両面に繰り返し表示することができる。各ロゴの最大の高さは 20cm。

[国内] 競技会名/ロゴも表示することができる。

[国内] クロスカントリーの大会でも本条項を適用する。

4.7 スペースブランケット

競技中または競技終了時に競技者に提供されるスペースブランケットの両面に、2つの大会スポンサーロゴを表示できる。各ロゴの大きさは最大 40 cm²で、高さは最大 5cm とする。

[国内] 主催者が用意する毛布、ガウン、バスタオル、スペースブランケットなどの保温用具に大会名/ロゴ、製造会社名/ロゴ、製造会社名/ロゴ、スポンサー名/ロゴ（複数可）を繰り返し表示することができる。大会名/ロゴの大きさに制限は設けないが、スポンサー名/ロゴ、製造会社名/ロゴの大きさは 40 cm²とし、高さは 5cm 以内とする。

[国内] 道路競技で競技者が着用または持ち込むことができる保温用具の製造会社名/ロゴの大きさは 4.7 項で認められる範囲とする。

4.8 表彰品

競技後のフィニッシュライン付近や表彰式で競技者に渡される（メダルを除く）賞品には、1つ以上の大会スポンサーロゴおよび/または大会のロゴを表示できる。それぞれのロゴの最大の高さは 5cm とする。

4.9 製品の配置

大会スポンサーの製品は、競技会中のトラック、フィールド内、競技会のコースに沿って、または記者会見場などを含む、競技会会場に配置できる。このような配置のサイズ、場所、方法は、WA またはその指定代表者と大会主催者が協議して決定する必要がある。

5 競技場エリアで開催する競技会のマーケティング

5.1 トラックの表面（メイントラックとウォームアップトラック）

5.1.1 トラック表面の製造会社のロゴ

当該大会の大会スポンサーである場合に限り、トラック表面の実際の製造業者のロゴを最大 2ヶ所、平らで透過性のある色調で表示できる。このような平面表示の高さは、屋外競技場では 1m、屋内競技場では 0.5m を超えてはならない。これらの表示はトラックのマーキングを妨げてはならない。

5.1.2 競技場名および/または開催都市名および/または大会ロゴ

以下の識別情報（数に制限はない）を平らで透過性のある色調でトラック表面に表示できる：

名称かロゴ	－	最大の高さ
-------	---	-------

最大2つを下記から選べる	屋内	屋外
競技場名（含商業名 可）	2.5m	5m
開催都市	2.5m	5m
大会ロゴ（含タイトルスポンサー名 可）	2.5m	5m
大会スポンサーロゴ	0.5m	1m

- i. ただし、透過性のある色調は常にトラックの基本色とする。トラックの色を基調に透過性のある色調による表示の陰影を作るため、トラックのベースカラーから白色で最大66%まで薄めなければならない。トラックのマーキングを妨げてはならず、トラックマーキングの可視性を確保しなければならない。

5.1.3 WA 認定ロゴ

WA 認定製品および/または WA 認証施設としてのロゴのどちらかを2ヶ所または双方を1ヶ所ずつ、透過性のある色調で舗装材表面にトラック表面に表示できる。平面表示の幅は、屋外競技場の場合は50cm、屋内競技場の場合は25cmを超えてはならない。トラックのマーキングを妨げてはならず、競技中に競技者が通過するエリアの外側にある必要がある。WA 認定のロゴは、ライセンス使用の規約の対象となり、関連する WA ブランドガイドラインに従って使用されなければならない。

5.2 広告ボード

5.2.1 総則

- (i) 内容：広告ボードには、ロゴや、大会主催者によって認められた、大会スポンサー、大会、開催都市および放送局の、または常に上記3.5項を条件として、大会主催者が定める第三者などの、その他識別やコンテンツを表示することができる。
- (ii) 前面：広告ボードは両面に広告が表示される場合がある。
- (iii) LED：LEDテクノロジーが使用されている場合、単独のあるいは/または共有の構成が許可される。

5.2.2 屋外競技場

5.2.2.1 境界（周辺）ボード

- (i) 第1層：境界（周辺）ボードは、100m直線沿いのリバースカメラアングル、カメラブラインド側を含むトラックの外側の端から30cmの位置に標準状態で配置する。（"100mストレートボード"）。それらは一定の高さでなければならない。1列でなければならない。2列目は許可されない。

(ii) 第2層：境界（周辺）ボードには、2層目が認められる。それらは一定の高さとする。

(iii) 大きさ：境界（周辺）ボードの大きさは、最大の高さ 1.2mとする。

5.2.2.2 100m スタート後方の境界（周辺）ボード

(i) 1枚の周辺ボードまたは背景を 100m (110mH) のスタート後方に、トラックの高さまたはトラック表面から 50cm の高さに設置できる。100m スタート後方の周辺ボードには、1つ以上の大会スポンサーのロゴを表示してもよい。

(ii) 100mスタート後方の周辺ボードまたは背景の最大の高さは 2.5m で、その幅はトラックの幅とする。

5.2.2.3 インフィールドボード

(i) 位置：インフィールドボードを設置する場合、インフィールドのいずれの箇所であってもトラックの内端から 50cm 以上の位置に設置することを標準とする。

(ii) 最大数（総計）：インフィールドボードの長さは、総計で、最長 120m とする。

(iii) 大きさ：インフィールドボードの長さは最大 3m、高さは最大 50cm で、地面からインフィールドボードの最上部までの最大の高さ合計が 60cm になるよう 10cm の中立台座上に設置することができる。

[国内] 広告幕

(i) 位置：広告幕は壁面やフェンスに設置することができる。

(ii) 段：広告幕は 1層に制限される。しかし、競技場エリアの恒久的構造物に取りつけるものであれば追加の広告段の設置が認められる。

(iii) 大きさ：広告幕の大きさは原則として幅 6m×高さ 1m とするが、最大幅 12m×高さ 1.8m 以内までは認められる。

(iv) 素材：広告幕の材質に関して競技場管理者の規則がある場合はこれに従うものとする。

5.2.3 室内競技場

5.2.3.1 境界（周辺）ボード

(i) 第1層：境界（周辺）ボードは、リバースカメラアングル、カメラブラインド側を含むトラックの外側の端の位置に標準状態で配置する。（"フィニッシングストレートボード"）。それらは一定の高さでなければならない。1列でなければならない、2列目は許可されない。

(ii) 第2層：境界（周辺）ボードには、2層目が認められる。それらは一定の高さとする。

(iii) 大きさ：境界（周辺）ボードの大きさは、最大の高さ 1mとする。

5.2.3.2 インフィールドボード

- (i) 位置：インフィールドボードを設置する場合、インフィールドのいずれの箇所であっても、トラックの内端から 50cm 以上の位置に設置することを標準とする。
- (ii) 最大数（総計）：インフィールドボードの長さは、総計で、最長 30m とする。
- (iii) 大きさ：インフィールドボードの高さは最大 40 cm で、地面からインフィールドボードの最上部までの最大の高さ合計が 50 cm になるよう 10cm の中立台座上に設置することができる。

[国内] 広告幕

- (i) 位置：広告幕は壁面やフェンスに設置することができる。
- (ii) 段：広告幕は 1 層に制限される。しかし、競技場エリアの恒久的構造物に取り付けるものであれば追加の広告段の設置が認められる。
- (iii) 大きさ：広告幕の大きさは原則として幅 6m×高さ 1m とするが、最大幅 12m×高さ 1.8m 以内までは認められる。
- (iv) 素材：広告幕の材質に関して競技場管理者の規則がある場合はこれに従うものとする。

5.2.4 競技会会場のウォームアップエリア

境界（周辺）ボードはウォームアップエリアに設置できる。このような周辺ボードの最大の高さは 1.2m で、一定の高さでなければならない。

5.2.5 室内競技場の競技者保護用マット

大会スポンサーロゴまたは大会ロゴは、60m の直走路の終わりにある競技者保護用マットに表示できる。そのような表示の最大の高さ 1.5m で、最大幅はトラックの幅とする。

5.2.6 カムカーペット（90 度システム広告）

カムカーペットをトラックの表面またはインフィールドで使用できる。メインカメラの角度から見たカムカーペットの相対的な外観の最大の高さは 1.2m とする。

5.3 インフィールド表面の広告

屋外の競技会会場では、大会主催者および/または大会スポンサーが決定したロゴを、インフィールドの表面に描いたり、カーペットまたはその他の素材を敷くことができる。ロゴを 1 つ表示する場合の最大サイズは 80 m²、2 つ以上のロゴを表示する場合はそれぞれ最大のサイズは 60 m² とする。このようなロゴは、フィールド内表面上の着地エリアの端から 3m 以上の場所に配置しなければならない（つまり、着地エリア内に配置したり、競技役員、フォトグラファー、テレビクルー、その他の権限のある職員の自由な移動やフィールド内および遠隔制御車両での作業を妨げた

りしない)。

5.4 投てきサークル

砲丸投、円盤投、ハンマー投サークルの投球サークルの周囲の外側のエリアには、大会スポンサーのロゴを表示することができる。ただし競技者が用具を投げる着地範囲や縁/足留材上、または記録測定用でクリーンにしておかなければならないサークルの周りに配置して競技の妨げをすることはできない。

5.5 跳躍・棒高跳の助走路

走幅跳、三段跳、走高跳、棒高跳などの跳躍競技の助走路に沿って、大会、大会スポンサー、開催都市、および/または大会主催者が決定したその他の第三者のロゴを表示できる。屋外競技場の場合は最大の高さ 50cm、屋内競技場の場合は最大の高さ 40cm とする。表示は 10cm の中立台座上に設置することができるので、屋外競技場の場合、地面からの最上部までの最大の高さは 60cm になる。屋内競技場の場合、50cm になる。いずれの競技場でも表示は助走路から 50cm 以上離れていなければならない。

5.6 やり投の助走路

やり投の助走路に沿って、大会、大会スポンサー、開催都市、および/または大会主催者が決定したその他の第三者のロゴを表示できる。表示は 10cm の中立台座上に設置することができるので、地面からの最上部までの最大の高さは 60cm になる。表示は助走路から 50cm 以上離れていなければならない。

6. 競技場外競技会でのマーケティング

6.1 境界（周辺）ボード

- (i) 内容：境界（周辺）ボードには、ロゴや、大会主催者によって認められた、大会スポンサー、大会、開催都市および放送局の、または常に、3.5 項を条件として、大会主催者が定める第三者などの、その他識別やコンテンツの他識別やコンテンツを表示することができる。
- (ii) 位置：境界（周辺）ボードは、スタートエリアとフィニッシュエリアの他、競技コースの周囲にも設置できる。
- (iii) 大きさ：境界（周辺）ボードの最大の高さは 1.2m とする。
- (iv) 両面：広告ボードは両面に広告を表示できる。
- (v) LED：LED テクノロジーが使用されている場合、単独のあるいは/または共有の構成が許可される。

[国内] 広告ボード/広告幕

- (i) 位置：広告ボード/広告幕はコースに沿って一列に設置できる。
- (ii) 素材：広告ボード/広告幕を支える構造は、いかなる天候、特に強風でも十分に広告ボード/広告幕の重さを支えることができる堅固なものとする。

(iii) 大きさ：広告ボード/広告幕の最大の高さは 1.2m とする。ただし、シリーズ/タイトルスポンサーは 1.5m まで認められる。

[国内] 発着点となる競技場エリアの広告ボード/広告幕は条項 5.2.2.1 を適用する。

[国内] 発着点となる競技場エリアのインフィールドボードは競技運営上支障がない場合は、条項 5.2.2.3 を適用する。

6.2 カムカーペット (90 度システム表示) /道路標示

コース上にカムカーペットを置いたり、道路に大会主催者によって認められた、大会スポンサー、WA、大会、開催都市および放送局のロゴ、または常に、3.5 項を条件として、大会主催者が定める第三者などの、その他識別やコンテンツを表示することができる。メインカメラの角度から見たカムカーペットの相対的な外観の最大の高さは 1.2m とする。

6.3 その他の広告表示

既存のもの、あるいは今後開発されるものに関係なく、その他の広告看板、道路標識、アーチ、風船式のアーチ、座席装飾カバー、その他の表示を、競技コースの周囲、コース上（応援ゾーンなど）に設置することができる。大会主催者の承認を条件に、スタートエリアとフィニッシュエリアにも、その他の広告看板に大会スポンサー、大会、開催都市、放送局、またはその他の第三者のロゴを表示できる。

[国内] 競技運営上必要なサインボード（距離表示板等）に、最大の高さ 15 cm の広告を表示することができる。

6.3.1 [国内] 競技会においては、開催時期の告知、会場案内、歓迎装飾等を目的に設置する看板等を表示する形態のもの（協賛者名を表示したイベント開催時期の告知看板や歓迎装飾バナーを街灯等に添加したものなど）は、協賛者名等の表示の大きさは原則として表示面積の半分を超えないものとする。

6.3.2 [国内] 応援用のグッズ：公道上の観衆用に大会主催者等が準備する応援グッズは競技運営上支障がなく、終了後に投棄などが無いよう充分配慮すること。

7. 競技中に使用される用具および道具

7.1 競技会備品

7.1.1 総則

7.1.1.1 最大 2 つまで「WA 認証製品」ロゴを、WA のガイドラインに合致している競技会備品や投てき物（砲丸、円盤、やり、ハンマーなど）、リレーバトンに表示することができる。

7.1.1.2 競技会備品は、公式の大会仕様にブランド化してもよい。

7.1.1.3 競技会備品のプロバイダーまたは製造会社のロゴは、適用法で要求されているその他の識別表示を含めて、競技会備品や投てき物（砲丸、円盤、やり、ハンマーなど）およびリレーバトンに表示できる。

7.1.2 砲丸、円盤、やり、棒高跳用ポール、ハンマー、クロスバー、アップライト、ラップベル（周回用ベル）、スターティングブロック、レーンボックス

7.1.2.1 競技会で使用する砲丸、円盤、やり、棒高跳用ポール、ハンマー、クロスバー、アップライト、ラップベル（周回用ベル）、スターティングブロック、レーンボックスには、プロバイダーまたは製造会社のロゴを2ヶ所表示できる。ロゴの高さは最大4cmとする。

7.1.2.2 大会スポンサーのロゴおよび大会ロゴを、クロスバー、アップライト、ラップベル（周回用ベル）およびスターティングブロックに表示することができる。各ロゴの最大の高さは4cmとする。このようなロゴは支柱に垂直に施される。

7.1.3 リレーバトン

プロバイダーまたは製造会社のロゴをリレーバトンに2ヶ所表示できる。ロゴの高さは最大4cmとする。リレーのバトンには大会ロゴも表示できる。

7.1.4 着地用マット

7.1.4.1 着地用マットの上面および/または側面に以下を表示することができる：

- (i) 着地用マットのプロバイダーまたは製造会社ロゴ；
- (ii) 大会スポンサーロゴ
- (iii) 大会ロゴ

いずれの場合も、ロゴのサイズは、それぞれの着地用マットのサイズに比例した任意のサイズにすることができる。表示されるロゴの数と正確なサイズは、大会主催者の承認を必要とする。

7.1.5 ハードルと障害物競走用障害物

7.1.5.1 次のうちの3つをハードルおよび障害物競走の障害物の非アプローチ側(つまり、ハードルまたは障害物競走の障壁の競技者がアプローチする側とは反対側)の面の長さにわたって表示できる：

- (i) プロバイダーまたは製造会社のロゴ
- (ii) 大会スポンサーのロゴ
- (iii) 開催都市の名称
- (iv) 競技場の名前（商業名が含まれていても可）
- (v) 大会ロゴ

7.1.5.2 ハードル上の各ロゴの表示の最大の高さは5cm、障害物競走の障壁面上の各ロゴの最大の高さは10cmとする。

7.1.6 踏切板

大会スポンサーのロゴ、または大会スポンサーであるプロバイダーまたは製造会社のロゴを以下に掲載することができる：

7.1.6.1 踏切板版に隣接；そして

7.1.6.2 踏切板の上、ただし、ロゴは踏切板の片側に配置され、板の短辺から最大[10cm]以内、離陸ライン側（つまり、助走路に面する踏切板の長辺側）から[5cm]以内に配置されることが条件で、ロゴの正確なサイズと位置は、WA が WAS 大会で採用したサイズと位置を参考に決定される。

7.2 その他の備品

7.2.1 電子機器

情報を表示するために競技会で使用される電子機器（計測装置、時計、風力計（風速計）、電子表示盤など）には、当該機器を製造、提供、または販売する大会スポンサーのロゴを当該機器の両側面に表示できる。ロゴの最大の高さは20cmとする。

7.2.2 情報表示盤

インフィールドスコアボードは競技情報を知らせる場合以外に、大会、WA、または大会スポンサーのロゴ、ビデオおよびアニメーションを競技中にインフィールドスコアボードに順番に表示できる。

7.3 審判/スターター台、ハードルカート、砲丸投キャリアラック；粘土キャリアラック；距離測定器；テープ巻き機；三段跳距離計測器；チョーク容器と箱

7.3.1 上記の物品には、以下のロゴのうち3つを最大の高さ10cmで表示できる：

7.3.2 大会ロゴ

7.3.3 大会スポンサー

7.3.4 競技場名（商業名が含まれるものも可）

7.3.5 プロバイダーまたは製造会社のロゴ

7.3.6 開催都市の名前

7.4 放送、データ処理および情報技術機器

7.4.1 製造会社が大会スポンサーであるか、WAによって明示的に承認されている場合、または適用法で義務付けされている場合を除き、競技会会場で使用される放送、データ処理、および情報技術機器には、製造会社のロゴを表示しない。このような機器には、大会のロゴまたは商業関連会社のロゴのいずれかが表示できる。各ロゴの最大の高さは20cmとする。

7.5 傘と日よけ

7.5.1 競技場エリアで使用する傘/日よけには、大会のロゴおよび以下が表示できる：

- 競技場大会の場合：1つの商業関連会社ロゴ；
 - 競技場外の大会の場合：1つ以上の大会スポンサーのロゴ
- 各ロゴの最大のサイズは40cm²とする。

7.5.2 競技場エリア内の計時/計測装置の日よけは、必要な場合、最大の高さ1.7m、最大の直径1.2m、または長方形の日よけの場合は各辺の最大の幅1mのものを使用できる。この場合、計測装置の提供、サービス、または販売する会社が大会スポ

ンサーの場合、1つ大会スポンサーのロゴを日よけに表示できる。ロゴの高さは最大40cmとする。

7.6 飲食物および/または、スポンジステーション

7.6.1 飲食物および/またはスポンジステーションの数とその配置は、関連する競技会の要件および規則と規程に準拠する必要がある。

7.6.2 競技場エリアでの競技会

7.6.2.1 ドリンクステーションの最大の高さは1.4m、最大の直径は1m、または長方形のドリンクステーションであれば、各辺の最大幅は1mとする。ドリンクステーションの形状には、大会スポンサーが提供するドリンクのパッケージデザイン（ボトルや缶など）を組み込むことができる。

7.6.2.2 大会スポンサーのロゴは、ステーションの縁の周りに、または長方形のステーションの場合は、各側面に表示できる。各ロゴの最大の高さは40cmとする。

7.6.3 競技場外の競技会

大会スポンサーのロゴは、テーブルの周りのスカートおよびステーションに使用されるテーブルの上の日よけに表示できる。ロゴの最大の高さは20cm、全長は10mとする。

7.6.4 ステーションの人員

競技場外の競技では、規則や規程で特に定めがない限り、ドリンクを提供する大会スポンサーのスタッフ、またはその他の許可された人員によって、飲食物および/またはスポンジをステーションから配付されることがある。飲食物を提供する大会スポンサーのロゴ、その他の商業関連会社のロゴ、大会ロゴ、または開催都市の名前が、飲食物、および/またはスポンジを提供するスタッフの上半身の衣服に表示できる。ロゴの大きさは最大40cm²とする。

7.7 その他の用具

競技会会場で使用されるその他の技術機器の製造会社のロゴ、その他の商業関連会社のロゴ、大会のロゴ、または開催都市の名前は、そのような他の機器の両面に2ヶ所だけ表示できる。各ロゴの最大の高さは10cmとする。大会に関連する大会スポンサーではないプロバイダーまたは技術機器の製造会社のロゴは、適用法で義務付けられる識別表示を除き、削除または遮蔽する必要がある。

8. 車両

8.1 総則

競技会で使用される車両は、その製造会社が商業関連会社でない限り、車両のモデル標準シリーズ生産で表示されたもの以外の製造会社のロゴを表示できない。

[国内] 車両表示：競技運営関係車両の前部および後部に車両表示（審判長車、報道な

ど)を取り付けることができる。

8.2 帯同車両

競技場外の競技で競技に帯同する放送制作用車両には、車両の両側に大会のロゴまたは商業関連会社のロゴを表示することができる。各ロゴの最大の高さは40cmとする。

[国内] 道路運送車両保安基準により、フロントガラスおよび左右フロントドアガラスに貼付けすることはできない。

[参照] 道路交通法および道路運送車両法等の保安基準

「車両のフロントガラス、左右フロントドアガラスに不透過物(70%以上光を遮断するもの)を貼ってはならない」

8.3 先導車両/計時車両

8.3.1 大会スポンサーのロゴは、先導車両/計時車両の各側面および上部に1ヶ所ずつ表示できる。各ロゴの最大の高さは40cmとする。その表示は競技レース中、すべての先導車両/計時車両で同じでなければならない。

8.3.2 加えて、計時に関するサービスを提供する大会スポンサーは先導/計時車両に1つの製品を配置(先導車/計時車の上部に時計の形で製品配置など)をすることが許可される。このような表示は、先導車・計時車の時計の視認性を損なうものであってはならない。

8.4 カーパレード

適用法に準拠することを前提に、大会スポンサーは、レース前の最初の先導車両/計時車両(「カーパレード」など)に先立って、競技コースを走行する車両に製品配置という手法で自社の製品を搭載して走行することができる。さらに、そのような車両には、車両の側面および上部に大会スポンサーのロゴを表示できる。各ロゴの最大の高さは40cmとする。

8.5 遠隔操作車両

8.5.1 大会ロゴ、大会スポンサーロゴ、WAロゴ、および/またはプロバイダーロゴは、競技会会場で機器として使用されるラジコン車両、ドローン、またはその他の遠隔制御装置に表示できる。各ロゴの最大の高さは10cmとする。

8.6 ゴルフカート

8.6.1 競技会会場で使用されるゴルフカートの両側に、大会ロゴまたは大会スポンサーのロゴが表示できる。各ロゴの最大の高さは20cmとする。

9. 画面上の識別表示

9.1.1 大会スポンサーのロゴを適用法に従って表示される場合に限り、テレビまたはその他の現在または未来の技術(「画面上の識別」)によって送信される映像に表示できる。

10. デジタル技術の使用

- 10.1.1 競技中や競技後の映像に、バーチャル広告を挿入するデジタル技術（現在知られている、または今後考案、開発、発明されるもの）を使用した広告（“バーチャル広告”）は認められるが、競技会の高潔性を妨げないよう適切な方法で行われなければならない。
- 10.1.2 バーチャル広告は、競技会の放送視聴者の妨げになるような方法で挿入してはならない。
- 10.1.3 バーチャル広告は、競技会の前、競技中、および競技後に、競技場エリアの外と競技場エリアの両方に表示することができる。
- 10.1.4 ビブスへの適用を除き、競技会会場にいるすべての人（観客、競技者、競技役員を含む）にバーチャル広告を表示することを明示的に禁止する。